

発議案第 1 号

大網白里市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

上記議案を地方自治法第 109 条第 6 項及び大網白里市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により別紙のとおり提出します。

令和 7 年 3 月 19 日

大網白里市議会議長 小 倉 利 昭 様

提出者	議会運営委員会	委員長	北 田 宏 彦
賛成者	議会運営委員会	副委員長	上 代 和 利
	議会運営委員会	委 員	土 屋 忠 和
	議会運営委員会	委 員	森 建 二
	議会運営委員会	委 員	岡 田 憲 二

提案理由

本条例案は、大網白里市議会個人情報保護条例（令和 4 年条例第 16 号）において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の改正に伴い引用する条項にずれが生じることとなることからこれに対応するとともに、刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）の施行に伴い刑の種類として定められている懲役及び禁錮が廃止され、新たに創設される拘禁刑に統一されることとなることからこれに対応するほか、字句の修正等所要の改正を行うため提案するものです。

別 紙

大網白里市議会個人情報保護条例の一部を改正する条例

大網白里市議会個人情報保護条例（令和４年条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第２条第１０項中「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める。

第１２条第２項第３号中「教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会」を「大網白里市教育委員会、大網白里市選挙管理委員会、大網白里市監査委員、大網白里市農業委員会、大網白里市固定資産評価審査委員会」に改め、同条第５項中「及び第３０条」を削り、同項の表第１２条第２項第１号の項中「同意があり」を「同意があるとき」に改め、同表第３９条第１項第１号の項中「第２条第９項」を「第２項第１０項」に改める。

第１５条第５項中「場合」の次に「における仮名加工情報の取扱い」を加える。

第１６条第３項中「場合」の次に「における匿名加工情報の取扱い」を加える。

第１７条第２項第１号ア中「又は報酬、福利厚生に関する事項その他」を「若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又は」に改める。

第１９条第１項中「議会の保有する」を削り、同条第２項中「この章において」及び「この章及び第４９条において」を削る。

第２１条第２号ア中「又は慣行」を「、又は慣行」に改め、同条第４号中「若しくは不利益」を「、若しくは不利益」に改める。

第２８条第２項中「この章において」を削る。

第３２条第１項ただし書中「当該保有個人情報」を「、当該保有個人情報」に改め、同条第２項中「この章及び第４９条において」を削る。

第３３条第３項及び第３９条第１項中「この章において」を削り、同条第２項中「この章及び第４９条において」を削る。

第４０条第３項中「この章において」を削る。

第４８条中「第４章」を「前章」に改める。

第４９条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第54条から第56条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第54条から第56条までの改正規定は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する施行の日前にした行為の処罰については、なお従前の例による。